

事業方式の検討（概要版）

新処理施設の整備・運營業業には、施設建設時の整備費用、運営時の運営・維持管理費用が必要となり、大きな財政支出となることが推測される。そこで、本検討では、整備・運營業業全体を効率的に実施するため、PFI方式、DBO方式、公設公営方式（従来方式）による事業手法について比較検討し、本組合に最も適した事業手法の選択を行う。

- PFI方式（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）**
 公共施設等の建設、15～20年間の維持管理、施設運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、一括発注する手法。
- DBO方式（Design-Build-Operate：デザイン・ビルト・オペレート）**
 公共施設等の建設、15～20年間の維持管理、施設運営等を一括発注する手法。自治体が資金調達を行う。
- 公設公営方式**
 公共施設等の建設を発注し、施設竣工後、単年度ごとに維持管理、施設運営等を自治体自ら、または、民間に委託する方法。自治体が資金調達を行う。

VFMは、PFI方式またはDBO方式の導入によりもたらされる自治体の経済的メリット(財政負担上のメリット)を、従来方式（公設公営方式）との比較において検証することを意味している。VFMでは、自治体の費用負担額を初期投資部分（施設等の設計、建設費用）、事業期間全般に渡る運営費用及び維持管理・修繕費用を含むLCC（ライフサイクルコスト）ベースでの比較を行う。

一般に、DBO方式では、公設公営方式と同等の仕様規定による施設発注を行うため、施設整備費用の低減は少ないが、運転・維持管理に掛かるコストは、長期間の効率的な維持管理計画により、公設公営方式よりも安価となる。PFI方式では、設計、建設、運転維持管理を含め、民間事業者の裁量を大きくすることで、施設整備費用や維持管理運営費用が安価に抑えられる。ただし、資金調達が民間事業者となるため、支払い利息が増えることになる。

なお、平成24年度以降の他事例におけるDBO方式のVFM（公表値）は、7%程度となる。

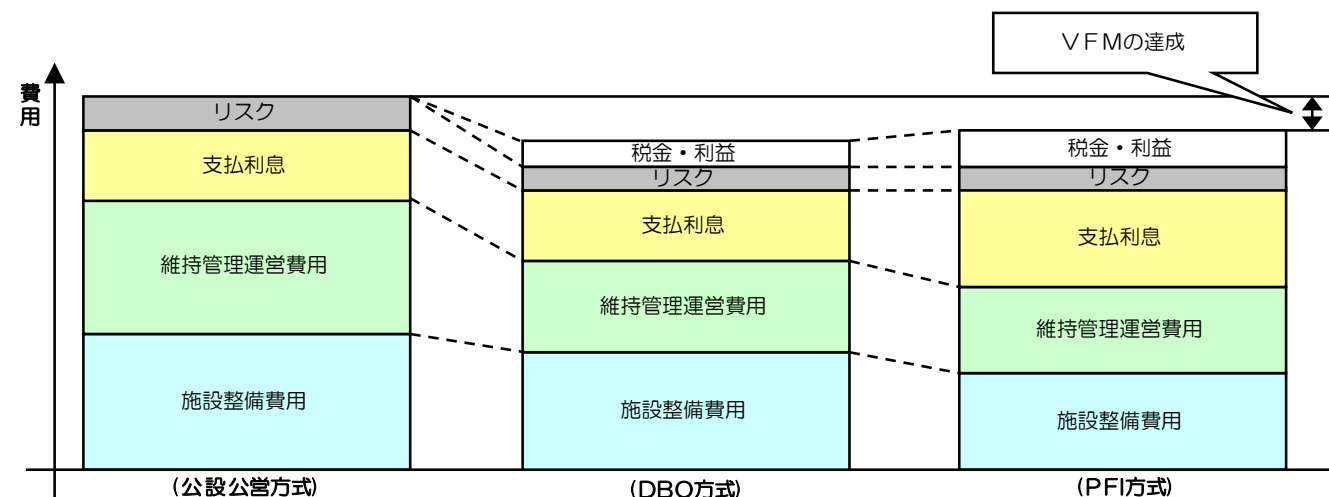


図 自治体側から見たVFMの概念

表 国内の焼却施設整備運營業業にて採用されている事業手法とその特徴

項目	PFI方式			DBO方式	公設公営方式
	BOO方式	BOT方式	BTO方式		
公共関与の度合	弱 ←————→ 強				
役割					
建設	設計	民	民	民 ^{※1}	民 ^{※1}
	建設	民	民	民 ^{※1}	民 ^{※1}
運営	運転	民	民	民	公
	維持補修	民	民	民	公
	解体	民	公	公	公
建設時の資金調達 ^{※2}	民	民	民	公	公
施設の所有					
建設期間		民	民	公	公
	運営期間	民	民	公	公

■: 役割が民間事業者となるもの。

□: 一括して発注する範囲

※1: 焼却施設の場合、公共発注でも性能発注による設計・施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。

※2: PFI方式(建設費を後年度に割賦払いする場合)については、震災復興特別交付税の適用不可

焼却施設の建設工事発注において、平成15年度以降の発注実績は以下のとおりである。平成20年度以降では、年度により30%～70%程度がDBO方式で発注されている。

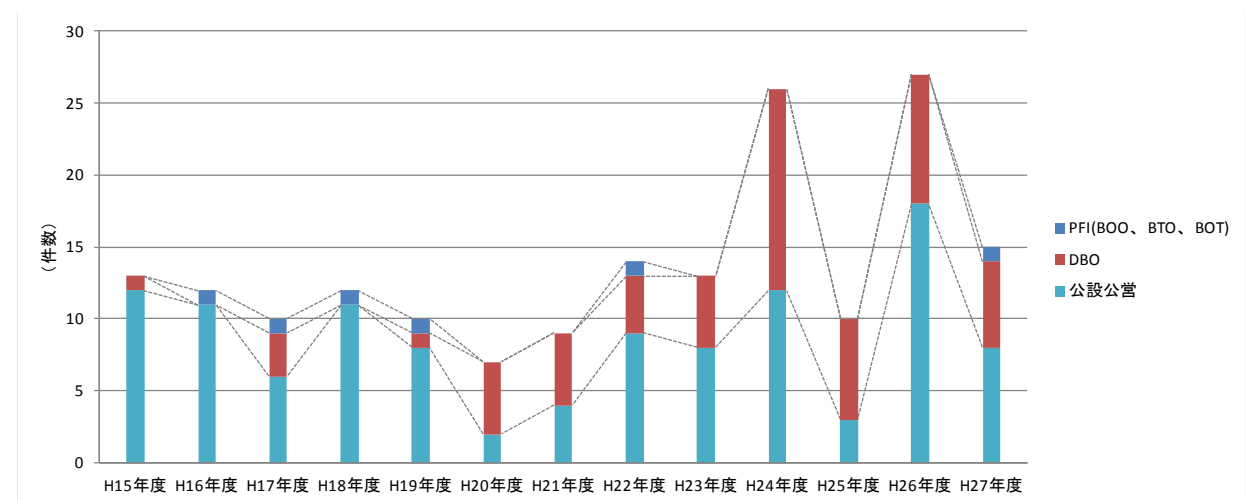


図 年度別発注件数

事業方式の検討（概要版）

事業方式の検討においては、以下に示す「事業方式選定における基本方針」の4条件を基に設定するものとする。

事業方式選定における基本方針

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2(市町村の処理等)」にあるように一般廃棄物の処理においては本組合に処理責任があることを十分理解し、如何なる場合においても本組合が責任を果たすことが出来る事業方式であること。
- ごみ処理施設の整備・運営においては、周辺住民との信頼関係が重要であるため、住民立場に立ち、住民に受け入れられる事業方式であること。
- 長期にわたり安定して施設を使用できる事業方式であること。
- ごみ処理施設を整備・運営するにあたっては、効率的な事業方式であること。

基本方針と評価項目の関係を下図に示す。

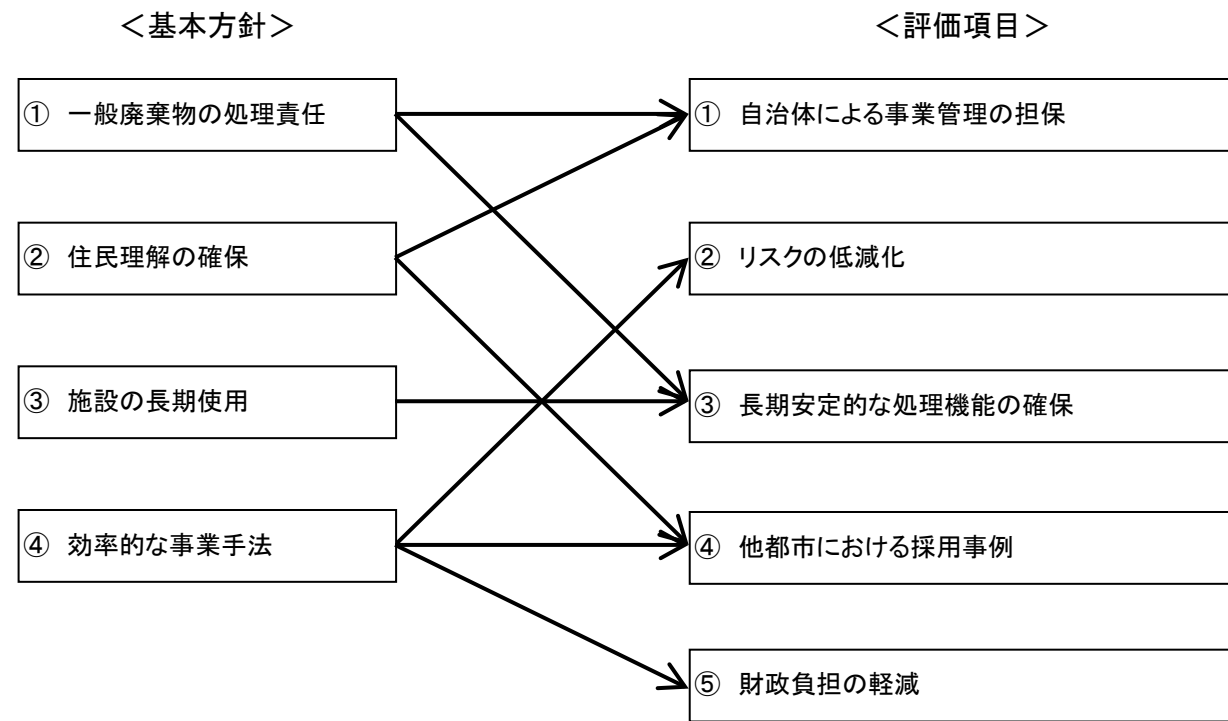


図 基本方針と評価項目

<事務局（案）>

本検討により、本組合の事業方式として DBO 方式に優位性があると判断し、事業方式の仮方針とする。今後、見積徴収により VFM（財政負担上のメリット）を確認し、事業方式を決定する。

評価項目	評価の視点	PFI 方式	DBO 方式	公設公営方式
公共関与の度合	—	弱 ←	→ 強	
事業方式の概要	—	公共施設等の建設、15～20年間の維持管理、施設運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、一括発注する手法。	公共施設等の建設、15～20年間の維持管理、施設運営等を一括発注する手法。本組合が資金調達を行う。	公共施設等の建設を発注し、施設竣工後、単年度ごとに維持管理、施設運営等を本組合自ら、または、民間に委託する方法。本組合が資金調達を行う。
自治体による事業管理の担保	本組合が一般廃棄物の処理責任を果たすとともに、住民理解を確保していくためには、本組合が事業に積極的に関与できるとともに、事業に対して影響力が発揮できなければならない。本組合の積極的な事業関与、影響力の発揮のためには、本組合が施設の所有権を有することができる事業方式が望ましい。	△	◎	◎
リスクの低減化	ごみ処理施設の整備・運営においては、多くのリスク要因が存在し、事業の実施においては、事業関係者によるリスクの分担が行われることとなる。そこで、リスク分担においては、分かりやすく、かつ、公共の事業リスクを低減できる事業方式が望ましい。	◎	◎	○
長期安定的な処理機能の確保	本組合では、既存施設と同程度、施設を使用することを考えており、長期にわたり安定して処理機能を確認することができる事業方式が望ましい。	◎	◎	○
他都市における採用事例	他都市の採用事例がない手法の場合、事業実施に際して、廃棄物処理施設特有の問題等が顕在化していない恐れもあるため、採用実績の多い事業方式が望ましい。	△	◎	◎
財政負担の軽減（建設時の資金調達）	ごみ処理施設の整備・運営においては、多大な経費を必要とするため、財政負担の軽減を図ることが望ましい。	△	◎	◎
財政負担の軽減（運営・維持管理期間の財政負担）	本組合では、焼却施設等の設計・建設から運営・維持管理までを事業範囲と考えていることから、この視点にたつて競争性を確保することができる事業方式が望ましい。また、3施設の統合による財政メリットが大きい事業方式が望ましい。	◎	◎	△

◎：特に優れている ○：優れている △：他の方式に対して不利である